

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成二十九年十二月二十日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

資 金 管 理 団 体 の 名 称

取消年月日

小林 丈人

小林たけと後援会（設立届出年月日 二七、一、一六）

二九、一一、二六